

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 25 日	
佐賀県知事 殿	
提出者 住 所 佐賀県三養基郡基山町長野970-1 氏 名 伊藤ハム米久フーズ株式会社 九州工場 代表取締役社長 田代 幸弘 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0942-92-3111	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成しましたので、提出します。	
事業場の名称	伊藤ハム米久フーズ株式会社 九州工場
事業場の所在地	佐賀県三養基郡基山町長野970-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	09 食品製造業
② 事業の規模	製品出荷額 26485百万円
③ 従業員数	536名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- ・別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり _t	別紙のとおり _t
	（これまでに実施した取組） ・汚泥：排水処理設備改修工事を行い、発生汚泥量の削減に取り組んだ。 ・動植物性残渣：生産工程改善で原料の落下を減らし、端材の再利用商品開発で、製品屑の発生を抑えた。 ・廃プラスチック：有価物としてリサイクルできるものは、分別するように徹底した。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	別紙のとおり _t	別紙のとおり _t
	（今後実施する予定の取組） ・汚泥：曝気槽の適正なエアージ調整により、発生汚泥を削減する。 ・動植物性残渣：生産歩留まりの向上を図り、廃棄製品や原料屑を削減する。 ・廃プラスチック：引き続き分別を徹底していく。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 動植物性残渣、廃プラスチック等の可燃ごみ類等、種類ごとに分別し弊社にて計量し、収集車の計量票と照合している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記以外特になし。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	ℓ	t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	ℓ	t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	ℓ	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	ℓ
	(今後実施する予定の取組)		
	特になし。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特になし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	（これまでに実施した取組） 種別に、収集運搬業者及び処分業者との委託契約を結んでいる。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	別紙のとおり t
	(今後実施する予定の取組)		
	種別に、収集運搬業者及び処分業者との委託契約を継続する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面)

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】												
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック	水銀使用製品廃棄物	燃えやすい廃油							
	排 出 量	17,565.977 t	491.335 t	526.220 t	0.108 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】												
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック	水銀使用製品廃棄物								
	排 出 量	17,390.318 t	486.422 t	520.958 t	0.107 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t

	【前年度（令和 6年度）実績】												
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	炭ダスト・スラック	水銀使用製品産業廃棄物	燃えやすい廃油							
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t
	【目標】												
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	炭ダスト・スラック	水銀使用製品産業廃棄物	燃えやすい廃油							
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック	水銀使用製品産業廃棄物	燃えやすい廃油								
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	14,465.582 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック	水銀使用製品産業廃棄物	燃えやすい廃油								
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	14,320.927 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t

様式第二号の八(第八条の四の五関係別紙)

(第4・5面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和 6年度)実績】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック	水銀使用製品産業廃棄物	燃えやすい廃油								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック	水銀使用製品産業廃棄物	燃えやすい廃油								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和 6年度)実績】													
	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック	水銀使用製品産業廃棄物	燃えやすい廃油								
	全処理委託量	3,100,395 t	491,335 t	526,220 t	0.108 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1278,975 t	121,830 t	469,640 t	0.108 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1861,135 t	185,860 t	56,580 t	0.108 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1239,260 t	305,475 t	469,640 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	【目標】													
②計画	産業廃棄物の種類	汚泥	動植物性残渣	廃プラスチック	水銀使用製品産業廃棄物	燃えやすい廃油								
	全処理委託量	3,069,391 t	486,422 t	520,958 t	0.107 t	0.0000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1266,185 t	120,612 t	464,944 t	0.107 t	0.0000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	1,842,524 t	184,001 t	56,014 t	0.107 t	0.0000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	1,226,867 t	302,420 t	464,944 t	0.000 t	0.000 t	t	t	t	t	t	t	t	t

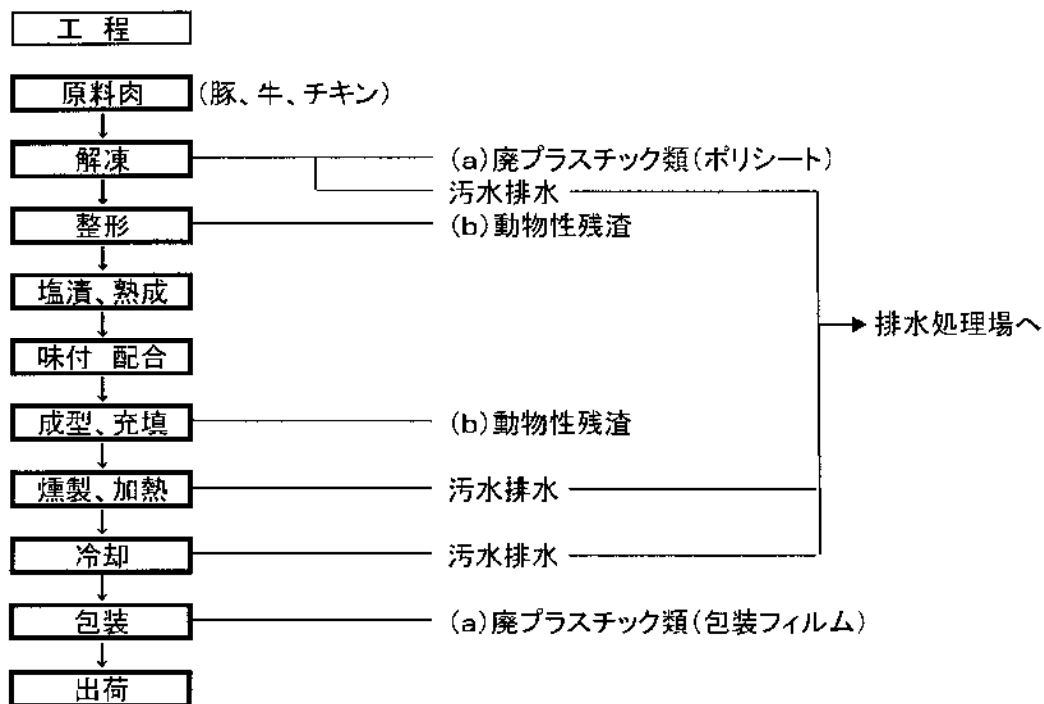


図 1—1 ハムソーセージ製造フローシート(No.1)

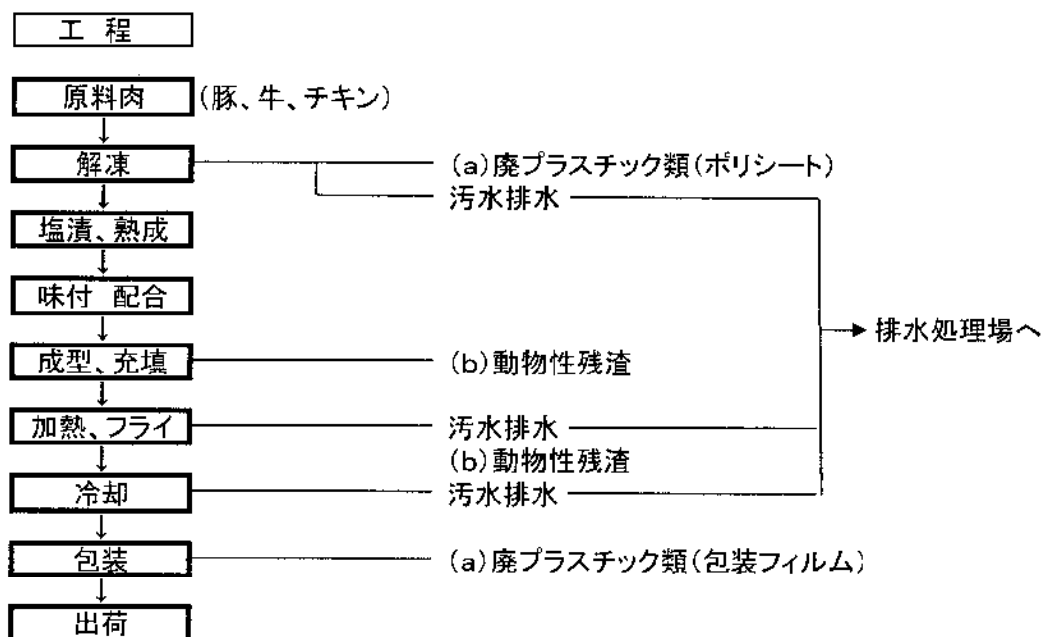


図 1—2 惣菜類の製造フローシート(No.2)

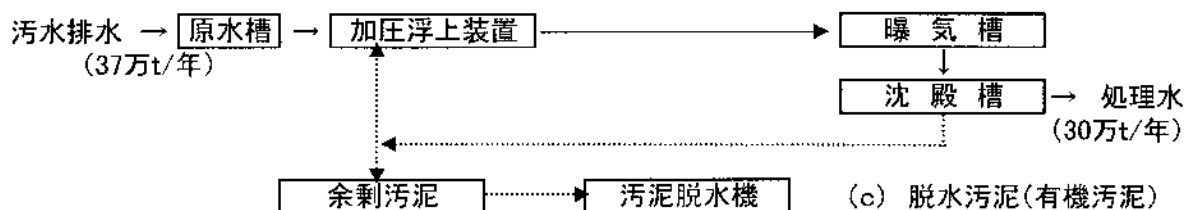


図2 排水処理フローシート (No.3)

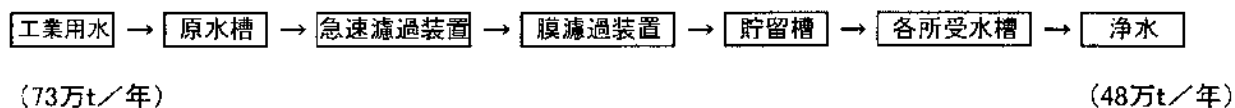


図3 用水浄化フローシート (No. 4)

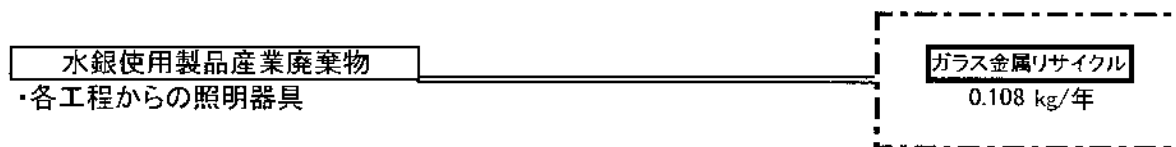


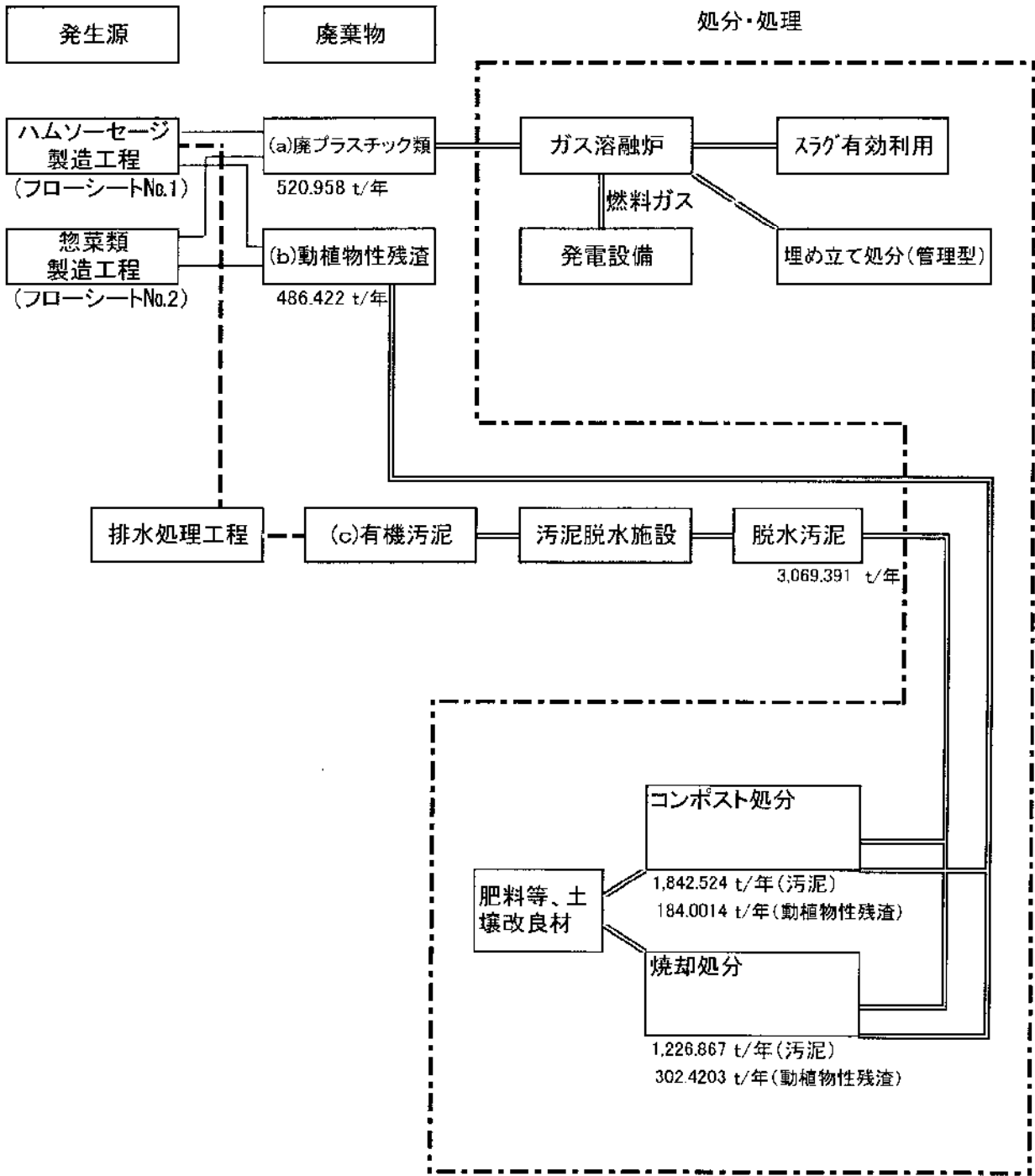
図4 廃蛍光管フローシート (No.5)



図5 検査試薬フローシート (No.6)

————— 廃棄物の流れ - - - - - 処理委託分の範囲

2025年度(令和7年度)計画



——— 廃棄物の流れ

- - - - - 処理委託分の範囲

4・産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1)責任者及び管理組織図

統括責任者 廃棄物担当		所属：九州工場 組織名：ES課 組織人数：14名	職・氏名： 工場長 職・氏名： 課 長
役	工場環境会議	○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・議 長－環境管理責任者 ・委員－各部門長等 ・事務局－ES課 環境管理係	
	廃棄物処理 統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認	
	廃棄物管理 担当	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理表の交付・管理 ○監督官庁への各所報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓蒙 ○その他関係する事項	
割			

廃棄物管理組織図

